

入 札 公 告

公共 社会資本整備総合交付金(交通安全)(翌債)道の駅桜の郷荘川防災化改修工事
に関する一般競争入札公告

公共 社会資本整備総合交付金(交通安全)(翌債)道の駅桜の郷荘川防災化改修工事について、事後審査型一般競争入札 を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項」は岐阜県ホームページに掲載しています。

令和3年2月19日

岐阜県高山土木事務所長 藤井 忠直

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 第工交公安K25-006-10号
- 工 事 名 公共 社会資本整備総合交付金(交通安全)(翌債)道の駅桜の郷荘川防災化改修工事（電子入札対象案件）
- (2) 工事場所 一般国道 158号 高山市荘川町猿丸(道の駅 桜の郷荘川) 地内
- (3) 工事概要 道の駅 桜の郷荘川 防災化改修工事 N=1式
- 建築工事(改修) 外構工事 N=1式
- 電気工事(改修) 発電機設備等工事 N=1式
- 機械工事(改修) 屋外給水設備工事 N=1式
- 屋外排水通気設備等工事 N=1式
- (4) 工 期 165日間
- なお、本工事はフレックス工期による契約方式(任意着手方式)の工事であり、フレックス工期(任意着手方式)を活用する場合は次のとおりである。
- 工事開始期限日 令和3年5月10日 工期日数 165日間
- (5) 予定価格 78,853,500 円(消費税及び地方消費税を含む)
- (6) 低入札価格調査制度 有 (失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、提出資料及び入札を電子入札システムで行う対象工事です。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り書面で提出すること(以下「紙入札方式」という。)ができます。
- (9) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式(地域型)の工事です。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定・一般(建築工事業)	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
建築工事業・総合点数790点以上	
施工実績に関する条件	平成17年度以降入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という)までに元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。) ただし、当該実績が国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事、岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る。)にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 ・建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事で、完成引き渡しの済んでいる工事費4,000万円以上の施工実績
配置技術者に関する条件	本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日(令和3年4月25日)には専任で配置できる者であること。 ア 建設業法第26条(主任技術者及び監理技術者の配置等)に該当する資格を有する者であること。 イ 平成17年度以降申請期限日までに、完成引き渡しの済んでいる工事費4,000万円以上の建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事において元請人として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された監理(又は主任)技術者とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く。(共同企業体の構成員として監理(又は主任)技術者若しくは現場代理人として従事した実績は、出資比率20%以上のものに限る。) ただし、次の①～③のいずれかに該当する場合は専任を求めないものとする。 ① 請負代金の金額が1千万円未満の工事 ② 請負代金の金額が7千万円未満の工事であっても、令和1、平成30年度における岐阜県発注工事の当該工種(建築一式)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上(令和1、平成30年度における岐阜県発注工事の当該工種(建築一式)に係わる受注実績がない場合は、平成29、28年度における岐阜県発注工事の当該工種(建築一式)に係わる工事成績評定点の平均が75点以上)である有資格業者が受注した工事 ③ 請負代金の金額が7千万円未満である総合評価落札方式工事

事業所の所在地に関する条件	
「第1号様式 入札公告共通事項」の別表1に示す飛騨圏域内に、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載されている本店が所在すること。	
設計業務等の受託者等	
(1)対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 (株)テイク (2)当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者とは次の①又は②に該当する者です。 ① 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 ② 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者	
その他の条件	
「第1号様式 入札公告共通事項」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

3 担当課

区 分	担当課	電話番号	住 所
入札担当課	岐阜県高山土木事務所 総務課 管理調整係	0577-33-1111 (内線364)	〒506-8688 岐阜県高山市上岡本町7-468
工事担当課	岐阜県高山土木事務所 道路課 道路第四係	0577-33-1111 (内線389)	岐阜県飛騨総合庁舎 分館2階

4 入札日程

手続等	期 間 ・ 期 日	方 法 ・ 場 所
設計図書の閲覧	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年3月9日(火) 午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 高山土木事務所閲覧室での閲覧
質問書の受付	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年3月3日(水) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
回答書の閲覧	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年3月9日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる 入札担当課による閲覧
申請書の提出	令和3年2月19日(金) 午前9時から 令和3年2月26日(金) 午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者の場合:別記様式1を入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和3年3月1日(月)	電子入札システムによる
入札書等の提出 受付	令和3年3月8日(月) 午前9時から 令和3年3月9日(火) 午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和3年3月10日(水) 午後1時00分から	電子入札システムによる 岐阜県飛騨総合庁舎 分館1階入札室
確認資料の提出 (落札候補者のみ)	令和3年3月11日(木) 午前9時から 令和3年3月12日(金) 午後4時まで	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合 通知書の通知日から起算して7日以内(県 の機関の休日を含まない。)	入札担当課まで持参 書面(様式は自由)
苦情申立てに 対する回答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算 して原則として10日以内(県の機関の休日 を含まない。)	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービスによる 入札担当課による閲覧

※紙入札方式の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません。(期日・期間は同じ)
注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項」に記載しています。

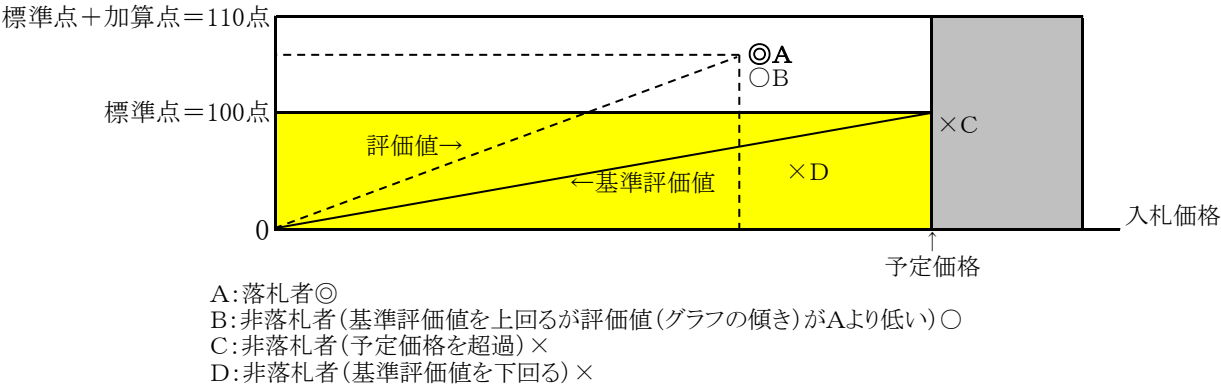
5 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み
本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とします。
①入札参加資格を満たしている場合に、標準点100点を付与します。
②技術資料で示された実績等により最大10点の加算点を与えます。
③得られた標準点と加算点の合計を当該入札者の入札価格で除した算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する方法です。
その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、「総合評価方式の内容」において明記しています。
- (2) 評価項目
評価項目:以下に示す項目を評価項目とします。
(ア)企業能力に関する事項
(イ)技術者の能力に関する事項
(ウ)地域要件に関する事項

簡易型(地域型)総合評価落札方式の内容

1 総合評価落札方式の仕組み

①総合評価落札方式の仕組みを以下に示す。



②落札者の決定方法

以下の条件を満たすこと。

- a. 入札価格 ≤ 予定価格
- b. 最低限の要求要件(標準案の条件)を満たすこと。(標準点以上)
- c. 評価値 ≥ 基準評価値 (a及びbを満たせば自動的にcは満たされる。)

※落札条件を満たす者が2者以上いる場合は、評価値の最大の者を落札者とする。さらに、その評価値も同じ場合には、くじ引きにより落札者を決定する。

2 評価項目及び評価指標

①評価項目：(ア) 企業能力に関する事項

(イ) 配置予定技術者の能力に関する事項

(ウ) 地域要件に関する事項

②評価指標：(ア) 工事成績評定点、同種・類似工事施工実績により評価

(イ) 同種・類似工事施工経験により評価

(ウ) 営業拠点、災害協定参加等、ボランティア活動、近隣地域施工実績、応急危険度判定士の登録者により評価

3 標準点及び加算点

①標準点:標準案の条件を満たしていれば、標準点として100点を付与する。

②加算点:評価基準に応じて点数を付与する。

4 加算点の付与

入札参加者に対する加算点付与の考え方は下表のとおりである。

小項目	評価項目	方式	簡易型 (地域型)
企業能力	工事成績評定点		2
	施工実績		1
技術者能力	施工経験		1
地域要件	営業拠点		1
	災害協定参加等		2
	ボランティア活動		1
	近隣地域施工実績		1
	応急危険度判定士の登録者		1
計			10

○企業能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
工事成績評定点	直近5か年度以内に完成引き渡しの済んだ工事の工事成績評定点の平均点 (岐阜県発注の建築一式工事のみ対象)	80点以上	2
		75点以上80点未満	1
		75点未満又は実績なし	0
同種(類似)工事施工実績	平成17年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限り。)のみ対象) ※工事成績評点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり (建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事で、工事費7,900万円以上の施工実績)	1
		類似工事の実績あり (建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事で、工事費6,000万円以上の施工実績)	0.5
		上記実績なし	0

○配置予定技術者の能力について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種(類似)工事施工経験	平成17年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ工事の施工実績の有無 (国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る。)のみ対象) (現場代理人としての実績を含む) ※工事成績評点が65点未満のものは、実績として認めない。	同種工事の実績あり(建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事で、工事費7,900万円以上の施工実績)	1
		類似工事の実績あり(建設業法で規定する建築一式(新築、増築、改修を問わない)工事で、工事費6,000万円以上の施工実績)	0. 5
		上記実績なし	0

○地域要件について

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
営業拠点	地域内での営業拠点の有無	高山市内に本店あり	1
		飛騨圏域内(高山市内を除く)に本店あり	0
災害協定参加等	災害協定への参加や同等の活動実績の有無	岐阜県建設業広域BCMの認定あり	2
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定に限る)に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	1
		岐阜県との協定(農政部、林政部、県土整備部、都市建築部との協定を除く)又は岐阜県内市町村との協定に参加あり又は直近5か年度のうちに同等の活動実績あり	0. 5
		参加なし又は活動実績なし	0
ボランティア活動	直近1か年度以内の活動の有無	高山市内での実績あり	1
		飛騨圏域内(高山市内を除く)での実績あり	0. 5
		上記以外	0
近隣地域施工実績	平成17年度(入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度)以降申請期限日までに完成引き渡しの済んだ近隣地域での施工実績 (国及び岐阜県発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事、岐阜県の独立行政法人が発注した工事(工事成績評定点の通知のあるものに限る。)のみ対象)	高山市内での施工実績あり	1
		飛騨圏域内(高山市内を除く)での施工実績あり	0. 5
		上記以外	0
応急危険度判定士の登録者	岐阜県に登録された応急危険度判定士の登録者数	2名以上	1
		1名	0. 5
		なし	0

5 落札者の決定

1 技術資料審査方法

- ・「総合評価落札方式に係る技術審査基準」に基づき評価する。
- ・加算点が明確に判断できない評価項目は最も低い評価とする。
- ・配置予定技術者の能力は3名まで記載可とするが、2名以上記載の場合は最も低い加算点の技術者で評価する。
- ・共同企業体での入札参加者の場合は、特に断りのない限り代表構成員に係る実績等を評価する。
- ・入札執行後、評価値が最も高い者を落札候補者とし、確認資料により詳細を確認する。

2 評価値及び落札者の決定(入札参加者が7者の例)

入札者	標準点 ①	加算点②				点数合計 ①+②= ③	入札金額 ④	評価値 ③／④× 1,000,000	評価順位 (落札者)
		企業能力	技術者能力	地域要件	計				
A	100.00	0.50	0.50	4.25	5.25	105.25	29,400,000	3.57993	3
B	100.00	1.00	0.00	4.50	5.50	105.50	29,100,000	3.62543	2
C	100.00	3.00	1.00	4.00	8.00	108.00	25,300,000	4.26877	1(落札)
D	100.00	2.00	1.00	4.00	7.00	107.00	30,500,000	3.50820	5
E	100.00	1.00	0.50	3.50	5.00	105.00	32,500,000	3.23077	6
F	100.00	2.00	0.50	4.00	6.50	106.50	29,900,000	3.56187	4
G	100.00	1.00	1.00	0.50	2.50	102.50	33,500,000	3.05970	7

※評価値について端数が生じた場合は、小数点第6位を四捨五入とする。

6 実施上の留意事項

○責任の所在とペナルティ

受注者の責により、企業能力・配置予定技術者の能力・地域要件に記載した内容が履行されなかった場合は、入札参加資格停止・工事成績評定の減点を行うものとする。